

令和 2 年 1 2 月 1 0 日  
四 国 電 力 株 式 会 社

## 伊方発電所における通報連絡事象（令和 2 年 1 1 月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和 2 年 1 1 月に、当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は、以下の 2 件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事 象	発生月日	発表月日	県の公表区分
1. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について	11 月 2 日	11 月 4 日	A
2. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について	11 月 18 日	—	C

- 以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生月日	発表月日	県の公表区分
1. 伊方発電所 3 号機 総合排水処理装置排水配管からの水漏れについて	4 月 24 日	5 月 11 日	C

県の公表区分 A : 即公表  
B : 48 時間以内に公表  
C : 翌月 10 日に公表

（別紙 1）伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和 2 年 1 1 月分）

（別紙 2）伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以 上

## 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和2年11月分）

### 1. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について

伊方発電所構内の事務所（管理区域外）において、11月2日、協力会社従業員が廊下を歩行中に足を滑らせて転倒し、体の痛みを訴えました。

このため、同日16時40分に、協力会社の社有車で病院へ搬送して受診しましたが、経過観察のうえ、改めて別の病院を受診することとなりました。

11月4日、別の病院で受診した結果、「第1腰椎圧迫骨折」と診断されました。

なお、当該従業員の被ばく、汚染はありません。

### 2. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について

伊方発電所構内の事務所（管理区域外）において、11月18日、協力会社従業員が指を負傷したため、11時07分、協力会社の社有車で病院に搬送することとしました。

診察の結果、「右三指圧挫傷」と診断されました。

なお、当該従業員の被ばく、汚染はありません。

以上

## 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

## 1. 伊方発電所3号機 総合排水処理装置排水配管からの水漏れについて

## ○事象

伊方発電所3号機は第15回定期事業者検査のため、停止中のところ、4月24日、11時40分頃、総合排水処理建屋内（管理区域外）において、壁の配管貫通部付近から水が漏れて床面に溜まっていることを運転員が確認しました。運転員が確認した際に水漏れは停止していました。

また、床面に溜まっていた水（推定約6リットル）は、総合排水処理装置※にて浄化処理した水（処理水）であり、ウエス等にて全量ふき取りして回収しました。

現場調査を実施した結果、処理水を排水する系統の配管に貫通孔を確認しました。

このため、当該部を仮配管にて復旧し、4月30日11時08分、通水確認を実施して水漏れが無いことを確認しました。

その後、当該配管を新品に取り替え、通水確認を実施して水漏れが無いことを確認し、11月27日13時47分、通常状態に復旧しました。

本事象によるプラントへの影響および周辺環境への放射能の影響はありませんでした。

※ 発電所の管理区域外（タービン建屋、事務所等）から排出される一般排水を浄化する装置。

## ○原因

調査の結果、本事象は配管内面からの腐食によるものと考えられ、経年使用に伴い配管内面の防錆塗装に微小な傷または穴が生じ、そこから内部流体により配管金属部が腐食、進展し、外面ゴムが剥離して漏えいに至ったものと推定しました。

## ○対策

- 配管の接液部全面を耐腐食性に優れたゴム仕様の配管に取り替えました。

伊方発電所3号機 総合排水装置処理水系統概略系統図および配管断面図

